

帯広大谷短期大学介護職員初任者研修規則

(研修の目的)

第1条 本研修は、高齢社会を迎え多様化するニーズに対応した、質の高い介護を提供するために必要となる、基礎的な知識と技術を身につけ、根拠にもとづいた介護を実践できる介護職員の養成を行い、また、地域福祉の充実に資することを目的とする。

(研修の名称)

第2条 本研修は、「帯広大谷短期大学 介護職員初任者研修」(以下「研修」という。)とする。

(実施場所)

第3条 研修の実施場所は、帯広大谷短期大学(北海道河東郡音更町希望が丘3番地3、以下「本学」という。)で実施する。

(研修形態)

第4条 研修の形態は、昼間開講とし、通学により実施する。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、授業を多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる

(修業年限)

第5条 研修の修業年限は、8か月以内とする。

2 特段の理由により、本学学長が特に認めた場合は、1年6ヶ月の範囲内で在籍期間を延長することができる。

(受講対象者)

第6条 研修は当面、音更町の受託事業として行い、その受講対象者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 音更町内に住所を有する者であって、受講後に音更町内の介護サービス事業所に従事することを希望する者
- (2) 受講時に音更町内の介護サービス事業所に従事し、介護に関する資格を持たない者
- (3) その他、音更町長が特に必要と認める者

(研修期間、定員及び受講料)

第7条 研修期間、定員及び受講料は、次のとおりとする。

研修期間	定員	受講料
8か月	16名	無料

(募集及び申し込み方法)

第8条 募集及び申し込み手続きについては、音更町役場で開講日の概ね10日前までに行う。

2 手続きの詳細については、別途、募集要項で定める。

(カリキュラム)

第9条 授業科目及び授業時間は、次のとおりとする。

授業科目名	授業時間数
職務の理解	6時間
介護における尊厳の保持・自立支援	9時間
介護の基本	6時間
介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間
介護におけるコミュニケーション技術	6時間
老化の理解	6時間
認知症の理解	6時間
障害の理解	3時間
こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間
振り返り	4時間
合計	130時間

(主要テキスト)

第10条 研修の主要テキストは、別表第1に掲げるとおりとする。

(出欠の確認)

第11条 出欠の確認は、各教科目の開始前に、研修者名簿により確認する。

(修了認定)

第12条 次のすべてを満たしたとき、研修の修了を認定する。

- (1) 第9条に定める授業科目をすべて履修すること
- (2) 第9条に定める授業科目のうち、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が講師により評価されること
- (3) 第9条に定める授業科目をすべて履修後に筆記試験を実施し、60パーセント以上の得点を得ること

(再試験)

第13条 受講生が、前条の規定により不認定となった場合は、必要に応じて補講等を行った上、再試験を実施する。

(補講の取り扱い)

第14条 やむをえない事情により欠席した場合、同一内容の講義・演習を別日に新たに設定し、個別での対応を行う。また、欠席した項目の時間数が北海道介護職員初任者研修等実施要綱に定められた、通信形式で実施できる上限時間の範囲内であった場合、通信形式で実施する際と同程度の課題等を提出することをもって出席とみなすことができる

2 やむをえない事情により遅刻または早退した場合、受講できなかった時間内の講義や演習内容を、休憩時間等に講師より直接指導できる範囲である場合に限り、補講は不要とする。

(修了証明書)

第15条 修了が認定された者は、別表第2に掲げる修了証明書を交付する。

(退学)

第 16 条 やむを得ない理由により、研修の途中で退学しようとする場合は、退学の願いを書面により本学学長に提出し、許可を得るものとする。

2 次の各項目に該当する場合は、退学したものとみなす。

(1) 第 5 条に規定する在学期間を超えたとき

(2) 死亡、行方不明になったとき

(3) 学習の意欲に欠け、修了の見込みがないと認められたとき

(講師)

第 17 条 研修の講師及び担当科目は、別に定める介護職員初任者研修講師一覧表のとおりとする。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるものの他、研修に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、本学運営会議の議を経て、理事会の承認を必要とする。

附 則

1 この規程は、2021（令和 3）年 6 月 1 日から施行する。

別表第1

主要テキスト	「介護職員初任者研修テキスト1・2」中央法規出版発行
--------	----------------------------

別表第2

第 号	修 了 証 明 書	氏 名	年 月 日 生
			介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項 第一号口に掲げる研修の課程（介護職員初任者研修課程）を修了 したことを証明する。
			年 月 日
			学校法人 帯広大谷学園 帯広大谷短期大学 学長
			Ⓜ

第 号	修 了 証 明 書 （携 帯 用）	氏 名	年 月 日 生
			介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条 第一項第一号口に掲げる研修の課程（介護職員初任者研 修課程）を修了したことを証明する。
			年 月 日
			学校法人 帯広大谷学園 帯広大谷短期大学 学長
			Ⓜ